

資料No.7

後期高齢支援システム標準化  
検 討 会 ( 第 4 回 )

令 和 5 年 1 月 1 1 日

# 後期高齢支援システム標準化検討会 (第4回)

## 標準仕様書1.0版の更新について

令和5年1月11日

# 1. 納付書の修正について

## 経緯

- 令和4年8月に公開した標準仕様書1.0版に対して、公開した納付書のレイアウトについてゆうちょ銀行から主に以下の2点について修正依頼があった。

(ゆうちょ銀行の指摘した対象制度:介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険)

### <指摘1>

マル公ベース、カク公ベースで規定している帳票様式について固定印字部分の記載で修正していただきたいことがある。

### <指摘2>

帳票に印字しているQRコードについて地方税統一QRコードを使用する関係で他のQRコードを印字すると納付書取り扱い側での誤りを招く可能性があるため、地方税統一QRコード以外のQRコードは、納入済通知書片及び原符片以外に印字いただきたい。

## 事務局における対応

上記を契機に厚生労働省 情報担当参事官室取りまとめにて以下の業界5団体にあらためて意見照会を図っていただいた結果、その他提示された指摘を踏まえて、一部レイアウト変更や固定文言等の修正を実施している。変更内容の詳細は、資料7-別紙1「修正内容一覧」を参照いただきたい。

本検討会后、変更した帳票レイアウトについて、標準仕様書1.0版の差替え版として公開させていただきたい。

### <照会団体>

- ①ゆうちょ銀行、②全国銀行協会、③日本代理収納サービス協会、  
④日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、⑤日本マルチペイメントネットワーク運営機構

<指摘2>のQRコードの印字位置については照会団体によって意見が異なる個所があり、再度、統一の見解をだしていただくよう依頼中のため、1.0版の納付書のレイアウトからはQRコードの図は消した状態とし、(P)として注意事項を記載しています。今回の指摘による変更は標準仕様書1.0版の差替えとなるため、1.1版(案)では変更箇所としてはお示ししていません。変更内容の詳細は別紙7-1をご覧ください。